

# 高速道路の料金割引の概要

## (参考)平日朝夕割引の概要

### ■主な目的

高速道路と並行する一般道路における通勤時間帯の混雑緩和のため、通勤時間帯に多頻度利用する車を対象とし、交通容量に余裕のある高速道路の利用を促進

### ■割引概要

#### ①割引対象

ETCシステムにより、地方部の高速道路を通行し、平日の朝夕(6時～9時、17時～20時)の時間帯に、料金所を通過する全車種(最大100km走行分まで)

朝、夕それぞれ最初の1回に限り適用

※1 ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード利用者のうち、ETCマイレージサービスに事前登録した者に限る

※2 ETCコーポレートカード利用者 (なお、平日朝夕割引の対象となる地方部最大100km相当分は、月毎の利用回数に関係なく、大口・多頻度割引の対象外)

#### ②対象道路

NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する地方部の高速国道及び一般有料道路(一部※を除く)

※京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路、首都圏中央連絡自動車道(茅ヶ崎ジャンクションから久喜白岡ジャンクションまでの区間)、新湘南バイパス、京滋バイパス、第二京阪道路、第二神明道路、南阪奈道路、堺泉北道路、第二阪奈道路、関門トンネル

#### ③割引率

・月毎の割引対象となる利用回数に応じ、割引率を設定

※1 ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード利用者は、割引対象の利用額に割引率を乗じ、無料走行分として事後還元

※2 ETCコーポレートカード利用者は、割引後料金で請求

月毎の利用回数	割引率(地方部)
1～4回	0%
5～9回	30%
10回以上	50%

## (参考)深夜割引の概要

### ■主な目的

一般道路の沿道環境を改善するため、交通容量に余裕のある高速道路の夜間利用を促進

### ■割引概要

#### ①割引対象

ETCシステムにより、深夜(0時~4時)に、  
高速道路を通行する全車種

#### ②対象道路

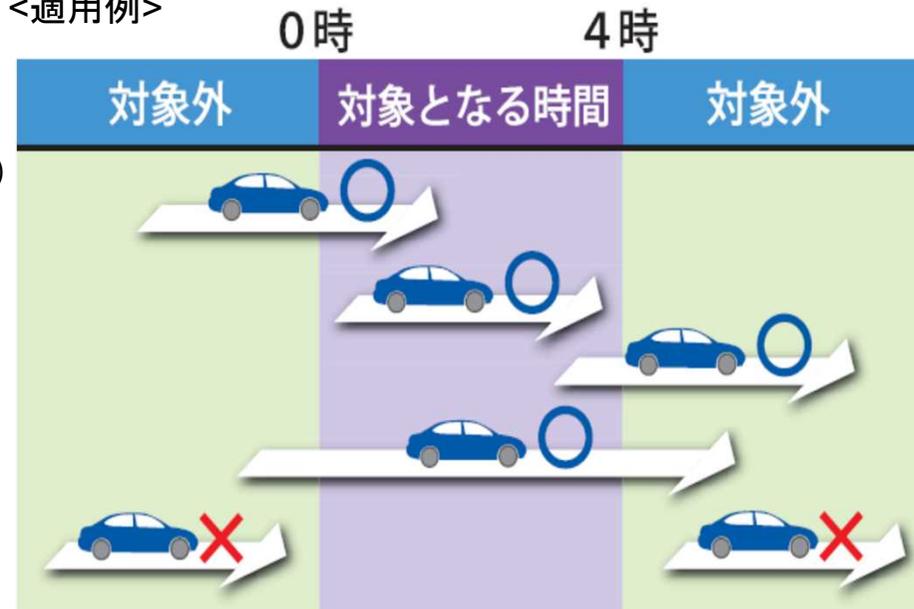
NEXCO東日本、中日本、西日本が管理  
する高速国道及び一般有料道路(一部を除く※)

※京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路

#### ③割引率

3割引

<適用例>



## (参考)深夜割引の見直し 激変緩和措置(見直しから5年程度)

- 激変緩和措置として、深夜割引時間帯に一定以上の距離を走行し、かつ1,000km以上走行した場合は、1,000kmを超えて走行した分を深夜割引の対象とする距離に加算
- 上記措置とあわせて、22時台に高速道路を流出した場合、深夜割引の割引率を3割から2割に縮小

### 【深夜割引後の料金の計算方法】

$$\text{深夜割引後の料金} = \left( \frac{\text{通常料金}}{\text{※長距離通減後の料金}} \right) \times \left( 1 - \text{深夜割引の実質割引率} \right) \times \text{消費税率}$$

### 【深夜割引の実質割引率の計算方法】

- ・激変緩和措置が適用されない場合

$$\text{深夜割引の実質割引率} = \left( \frac{\text{深夜走行距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times 30\%$$

- ・深夜割引時間帯に一定以上の距離を走行し、かつ1,000km以上走行した場合

⇒ 1,000kmを超えて走行した距離を深夜割引の対象距離に加算 (実質割引率の上限は30%とする)

$$\text{深夜割引の実質割引率} = \left( \frac{\text{深夜走行距離} + \text{1,000kmを超えて走行した距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times 30\%$$

- ・22時台に流出した場合

⇒ 深夜割引の割引率を3割から2割に縮小

$$\text{深夜割引の実質割引率} = \left( \frac{\text{深夜走行距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times 20\%$$

# (参考)休日割引の概要

## ■主な目的

観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、高速道路の有効活用を促進

## ■割引概要

### ①割引対象

ETCシステムにより、土日祝日※1・2に地方部の高速道路を通行する軽自動車等及び普通車

※1 1月2日、3日を含む

※2 交通混雑期の交通の分散新又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として会社が別に定める日を除く

### ②対象道路

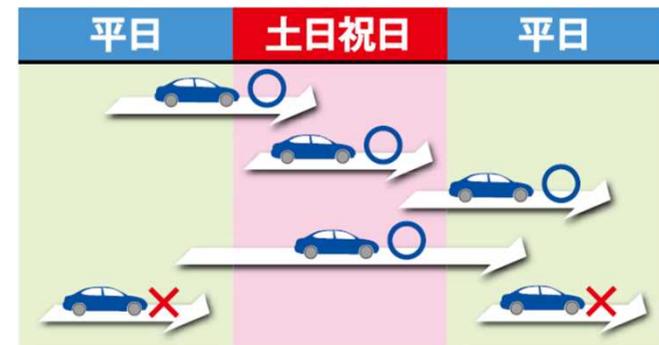
NEXCO東日本、中日本、西日本が管理する地方部の高速国道及び一般有料道路(一部※3を除く)

※3 京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、首都圏中央連絡自動車道(茅ヶ崎ジャンクションから久喜白岡ジャンクションまでの区間)、名古屋第二環状自動車道、京滋バイパス、第二京阪道路、第二神明道路、沖縄自動車道、南阪奈道路、堺泉北道路、第二阪奈道路

### ③割引率

3割引(地方部)

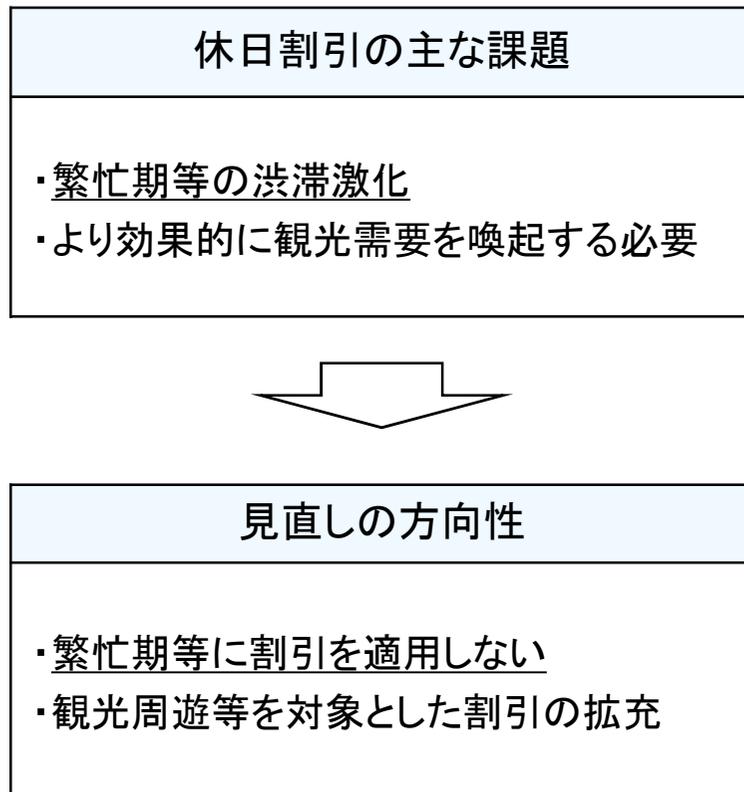
<適用例>



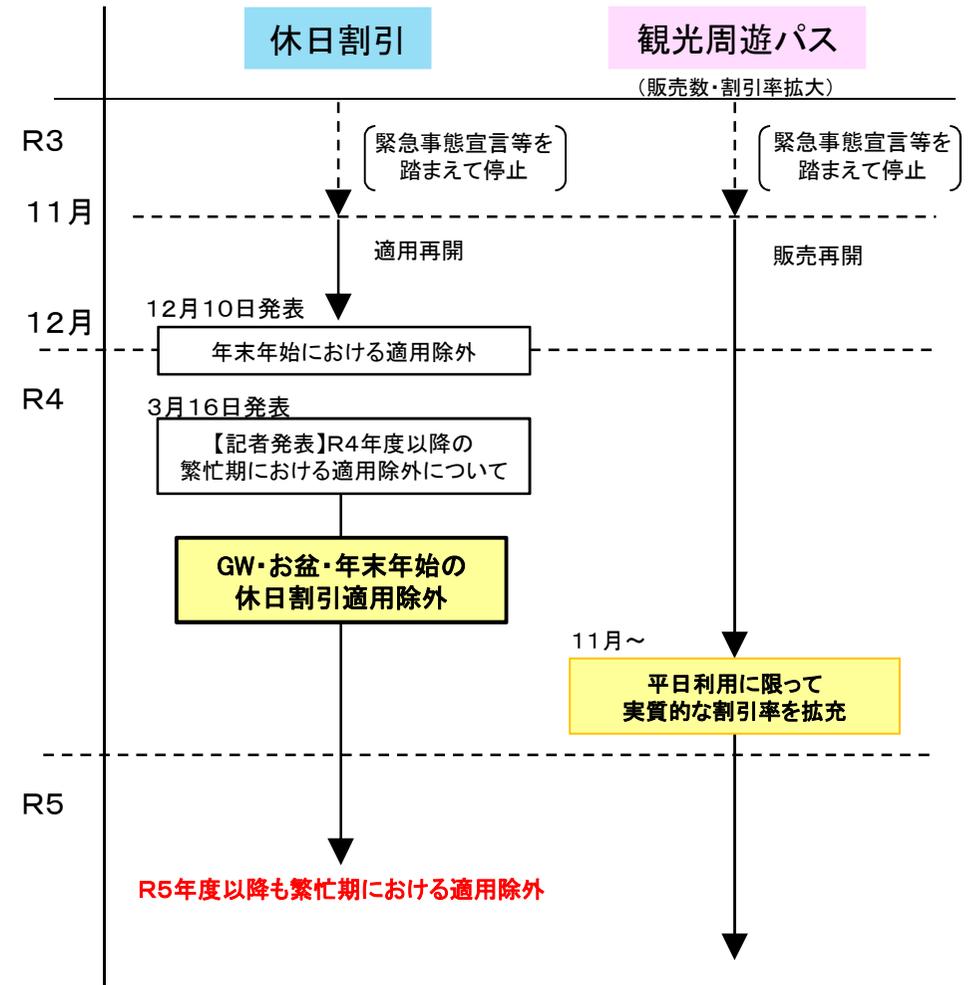
# (参考)GW・お盆・年末年始における休日割引の適用除外について

- 繁忙期等の交通の集中が見込まれる事企などにおいて、渋滞の激化を避けるため、R4年度以降のGW・お盆・年末年始における休日割引の適用を除外

## ○国土幹線道路部会 中間答申(R3.8.4)



## ○見直し状況



## (参考)マイレージ割引の概要

- ①主な目的：高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するとともに、多頻度利用者の定着化を図り、経営の安定化を図る。
- ②割引対象：ETCシステムにより、高速道路を通行する全車種  
※ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード利用者のうち、ETCマイレージサービスに事前登録した者に限る
- ③割引率：利用額に応じてたまるポイントを一定の単位で還元額と交換

ポイント(必要利用額)	還元額	割引率
1,000P(10,000円)	500円	4.8%
3,000P(30,000円)	2,500円	7.7%
5,000P(50,000円)	5,000円	9.1%

※通行料金10円=1ポイントで設定

※高速道路、一般有料道路共に同じ設定

※ポイントの有効期限(還元額に交換できる期間)は、ポイントがついた年度(4月～翌3月)の翌年度末まで



最大割引率 約9.1%